



令和3年4月23日  
航空局空港計画課

## 北九州空港滑走路延長事業に係る計画段階環境配慮書に対する 国土交通大臣意見の送付について

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、北九州空港滑走路延長事業に係る計画段階環境配慮書※（以下「配慮書」という）について、事業者である大阪航空局及び九州地方整備局に対し、国土交通大臣意見を送付しましたので、お知らせします。なお、国土交通大臣意見の内容は別紙のとおりです。

環境影響評価法においては、事業者から配慮書の送付を受けたときは、主務大臣は環境大臣の意見を勘案し事業者へ配慮書に対する意見を述べることでされておりま

す。  
今回の環境影響評価手続きでは、令和3年3月8日に事業者から国土交通大臣へ配慮書送付がなされ、4月16日に環境大臣から国土交通大臣へ配慮書に対する意見の送付があったところです。

※計画段階環境配慮書…事業内容が確定する前の計画段階で、環境保全のために配慮しなければならない事項（騒音、水環境、生態系等）の状況を文献等で調査し、事業に伴う影響を予測・評価するもの。

### 問い合わせ先

航空局航空ネットワーク部空港計画課  
担当 畔上、濱本

代表:03-5253-8111（内線 49246、49226）

直通:03-5253-8718（直通）

FAX:03-5253-1658

## 北九州空港滑走路延長事業に係る計画段階環境配慮書に対する国土交通大臣意見

本事業者においては、北九州空港を含む事業実施想定区域及びその周辺における環境保全の最適化に向け、以下の措置を適切に講ずること。また、その措置の検討経緯及び内容については、方法書以降の図書に記載すること。

### 1. 総論

#### (1) 環境保全の最適化に向けた対象事業実施区域の設定及び事業計画の検討

ア 滑走路及び関連施設等（以下、「事業設備等」という。）の位置・規模又は構造・配置（以下、「位置等」という。）の検討に当たっては、環境保全上重要と考えられる以下の（i）～（iii）について、本事業の実施に伴う影響を改変回避、離隔確保等により極力回避又は低減し、北九州空港を含む事業実施想定区域及びその周辺における環境保全の最適化を図ること。

- （i）水環境
- （ii）動植物及び生態系
- （iii）景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

イ 環境影響評価手続を進めるに当たっては、社会状況の変化等に応じた航空需要予測の精度向上、オフピーク時間帯の活用等、現在の北九州空港における空港設備を最大限有効活用するための方策及び北九州空港滑走路延長事業環境影響評価技術検討委員会の検討状況等を踏まえ、環境保全上最適な計画となるよう、精査すること。

#### (2) 今後の手続における留意事項

ア 方法書以降の手続における対象事業実施区域の設定及び事業設備等の位置等の決定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

イ 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ代替措置を検討すること。

ウ 地元自治体の意見を十分勘案し、環境影響評価において重要である住民等の関係者の関与についても十全を期すこと。また、北九州空港滑走路延長事業環境影響評価技術検討委員会の場等における、環境保全面を含めた最適な計画の立案に係る検討の経緯及び内容について、公表していくこと。

### 2. 各論

#### (1) 大気質

本事業の実施に伴い窒素酸化物をはじめとした大気汚染物質の排出量の増加が懸念されるため、大気汚染物質の排出量の増加について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、燃費効率の良い最新鋭機材の導入促進、地上動力装置（GPU）の使用率向上等により、大気汚染物質の排出量を最大限抑制す

ること。

## (2) 水環境

事業実施想定区域及びその周辺は、瀬戸内海に位置しており、土地改変に伴い発生する土砂等による水環境等への影響が懸念されることから、今後、本事業の実施に伴う水環境への影響を把握するための調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。

## (3) 動植物及び生態系

事業実施想定区域は、苅田沖土砂処分場及び新門司沖土砂処分場として公有水面埋立事業により形成された土地であり、当該区域における動植物の生息又は生育状況については、十分な知見がなく、本事業者が令和2年12月に実施した現地踏査においては、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているチュウヒの飛翔が確認されている。また、事業実施想定区域の周辺には、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省）に選定されている曽根干潟をはじめとして、大小の干潟が存在している。このため、本事業の実施に伴う事業実施想定区域及びその周辺に生息・生育する重要な動物又は生態系への影響を回避又は極力低減するため、今後、専門家等からの意見を踏まえ、事業実施想定区域及びその周辺の動植物の生息又は生育状況を詳細に調査し、その結果に基づき、適切な環境保全措置を検討すること。

## (4) 温室効果ガス

地球温暖化対策計画等の見直しや、航空政策全体の脱炭素化に向けた取組の検討状況を注視しつつ、令和3年3月に立ち上げた「空港分野におけるCO<sub>2</sub>削減に関する検討会」及び「航空機運航分野におけるCO<sub>2</sub>削減に関する検討会」における議論を踏まえ、我が国の2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、以下の事項に取り組むこと。

ア 本事業の工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう、工事における省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの利用等について、検討を進めること。

イ 航空機の発着回数の増加に伴う二酸化炭素の排出量の増加が懸念されるため、エネルギー効率の良い航空機材の導入促進、地上動力装置（GPU）の使用率向上等により、二酸化炭素の排出量を最大限抑制すること。また、航空機の運航に伴う二酸化炭素の排出量が大幅に削減されることが期待される代替航空燃料については、その実用化に向けた動向を踏まえ、その導入及び普及促進に向けた検討を行うこと。

ウ 空港施設の既設設備の更なる省エネ化や最新の省エネ技術の導入等によりエネルギー使用量を最大限抑制し、再生可能エネルギーの導入を促進すること。特に、使用電力については、再生可能エネルギー発電設備の導入や再生可能エネルギー由来の電力を購入すること等により、脱炭素化を図ること。

エ 「エコ・エアポート」等の枠組を通じて空港利用事業者における脱炭素経営

への取組が促進されるよう、空港管理者として実行可能な措置を検討すること。

(5) 地域住民等への説明及び関係機関との連携

本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。また、本事業の推進に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。